

平成29年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ様

石狩市花川南10条4丁目1番地2
田中 賢三

弁明通知書への回答

謹啓 仲夏の候、貴職におかれてはご健勝のこととお慶び申し上げます。
6月28日付けの弁明通知書（石農務第757号）を受領しました。結論から申し上げますと、弁明はありません。

何度かお伝えしている通り、手稲前田地区は農業に不適な土地柄であり、農振地区に指定される以前から地域農家のほとんどが営農意欲を失い、周辺地区と同様に宅地化されることを望んでおりました。

しかし、地域住民の反対を押し切って農振地域に指定されたばかりか、札幌市が誘致した酪農団地から出る雨水や汚水により私の芝畑は傷つけられ、被害認定も補償もないまま営農を断念させられて現在に至ります。

コンテナハウスの設置場所は、平成2年に取得して以降、四半世紀以上にわたり耕作されておられません。遊休地を実証実験地として活用することに何の非があるのか、行政機能が果たされないために耕作を止めざるを得なかった土地で、どうして農地法違反に問われるのか納得がいきません。

そもそも地域農業を衰退させた元凶は北海道と札幌市であり、行政計画で不利益を受けた者として強い憤りを覚えています。

6月27日付けの「早期の告発についての要望書」で申し上げた通り、私の行為は生き残るための正当防衛です。私も齢70を迎え、残された人生も少なくなってきました。告発されることを急ぐ余り、思いがけず過剰防衛をしてしまうぬとも限りません。司法の場で白黒を付けるためにも早期に告発をして下さるよう、重ねてお願い申し上げます。 啓白